

## つくば市議会会議規則の一部改正の概要

## つくば市議会委員会条例の一部改正の概要

### 1 改正理由

#### 【つくば市議会会議規則】

議場での議員のパソコン使用を可能とするため。

#### 【つくば市議会委員会条例】

委員会室での議員のパソコン使用を可能とするため。

### 2 改正内容

#### 【つくば市議会会議規則】

第 87 条中「及び議員の携帯電話」を「並びに議員の携帯電話及びパーソナルコンピュータ」に改める。

#### 【つくば市議会委員会条例】

第 64 条中「及び議員の携帯電話」を「並びに議員の携帯電話及びパーソナルコンピュータ」に改める。

### 3 施行日

公布の日からとする。